

- (5) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、別記第47号の3の3様式の改正規定は、平成15年4月16日から施行することとした。
- (6) 経過措置
- ① 改正後の第10条第2項の規定は、平成15年4月1日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用することとした。
- ② この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができることとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第39号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第5項中「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第8条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第65条中「692円」を「793円」に改める。

第67条の次に次の1条を加える。

（ゴルフ場利用税の非課税に係る申出）

第67条の2 ゴルフ場の利用について法第75条の2又は第75条の3の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める申出書及びこれらの規定に該当することを証明する書類を第71条に規定する特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、当該書類を提出できない場合においては、当該書類を当該特別徴収義務者に提示するとともに、その写しを提出しなければならない。

第69条第1項各号列記以外の部分中「ゴルフ場の利用」の次に「（法第75条の2又は第75条の3の適用があるものを除く。）」を加え、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「年齢65歳以上」の次に「70歳未満」を加え、同号を同項第1号とし、同項第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項に規定する国民体育大会又は同大会の予選会に参加する選手が当該国民体育大会又は同大会の予選会の競技として利用する場合における当該選手並びに」を削り、同号を同項第2号とし、同条第3項中「当該ゴルフ場の経営者」を「第71条に規定する特別徴収義務者」に改め、「（同項第2号に該当する者にとっては、保健体育課目の実技又は公認の課外活動であることを証明する書類）」を削る。

第101条第4項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第146条第1号中「甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改め、同条第2号中「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟免許」に改める。

附則第7条の2を次のように改める。

（不動産取得税の税率の特例）

第7条の2 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第53条の規定にかかわらず、100分の3とする。

附則第8条の2第1項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「868円」を「969円」に改め、同条第2項中「平成11年5月1日」を「平成15年7月1日」に、「413円」を「461円」に改める。

附則第9条第1項に次の1号を加える。

(3) 平成5年3月31日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成3年3月31日）までに新車新規登録を受けた自動車（前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。）平成16年度

附則第9条第2項中「附則第12条第5項」を「附則第12条第6項」に改め、「平成16年度分の自動車税に限り」の次に「、当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成16年度分の自動車税に限り」を加える。

附則第12条第1項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、同条第7項及び第8項を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「4分の3」を「4分の1」に改め、「第3項」の次に「又は第4項」を加え、「平成13年4月1日から平成15年3月31日まで」を「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「平成15年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 道路運送車両法第41条の規定により平成15年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項、第8項及び第9項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車又は同条の規定により平成16年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が省令で定め